

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、翌  
日)

### ◇告 示

目 次  
保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が  
あつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と  
なる旨の申出の受理

入会林野整備計画の認可(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業の工事の完了

### ◇公安告示

風俗営業等取締法による聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

### ◇公 告

ふぐ処理師試験等の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第九百二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保  
険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十  
二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立産婦人科医院	倉吉市上井二八一	昭和五十一年十一月一日
戸 田 医 院	八頭郡郡家町大字郡家 二三五	"
足 立 医 院	西伯郡淀江町大字淀江 七九〇	"
岩 本 診 療 所	西伯郡名和町御米屋 一〇一八	" 八日
林 循 環 器 内 科 消化器	鳥取市田園町四丁目 一六八の一	"
駅南産婦人科クリニック	鳥取市富安二丁目 一三九の二	" 一日



鳥取県告示第九百二十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百九十二	小椋明子	東伯郡三朝町大字木地山五番地	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	小椋明子苗畑	東伯郡三朝町大字木地山

鳥取県告示第九百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

淀江宇田川地区土地改良区

理事	湯浅繁夫	変更前	西伯郡淀江町大字淀江九一八番地
		変更後	西伯郡淀江町大字淀江八五八番地

鳥取県告示第九百二十七号

昭和五十一年八月三日付けで中山町から申請のあつた土地改良（下市駅南地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
  - 昭和五十一年十一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
  - 中山町役場
- 四 異議の申出
  - 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十八号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（福田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(滝山地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営湖山砂丘地区は場整備事業	昭和四十八年三月三十日
県営箕蚊屋地区かんがい排水事業	昭和五十年三月二十五日
県営赤碓地区基幹農道舗装事業	昭和五十年八月三十日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年十二月九日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市上井町二丁目九番地の一

有限会社 藤

代表取締役社長 藤本芳子

鳥取県公安委員会告示第五十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年十二月九日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部

農政真公安委員会委員室 (県庁本庁舎七階)

二 審問官事務の住所及び氏名

鳥取市立三丁目四〇一番地 戸田清實

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和51年11月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1. 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和52年1月24日現在において年齢18歳以上の者、で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する者

2 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和52年1月7日から昭和52年1月11日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すると。

ア ふぐ処理師試験

(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ロ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(ハ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書)

イ ふぐ調理師試験

(イ) 履歴書

(ロ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

(ハ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和52年1月24日午前10時から12時まで

(2) 実地試験

米子保健所及び根雨保健所管内の受験者  
昭和52年1月25日 午前10時から

倉吉保健所管内の受験者

昭和52年1月27日 午前10時から  
鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者  
昭和52年1月26日 午前10時から

4 試験場所

(1) 筆記試験

米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原 米子保健所

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 中部総合事務所

鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館 (三階)

(2) 実地試験

米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原 米子保健所

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市蔵城 倉吉保健所

鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館内鳥取市働く婦

人の家 (五階)

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実施 (ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規 (主としてふぐの取扱等に関する条例)

ウ ふぐ調理の実施 (毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙  
はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験

受験通知、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験

受験通知、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角きん

8 合格者の発表

実地試験の終了後15日以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】